

八王子市公共建築物等における多摩産材利用推進方針

平成 29 年（2017 年） 11 月 2 日

改正 令和 4 年（2022 年） 8 月 18 日

1 目的

この方針は、八王子市内の公共建築物等の整備における多摩産材の積極的な利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）」第 12 条第 1 項の規定に基づき、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定）」に即して、法第 12 条第 2 項に掲げる必要な事項を定めることを目的とする。

2 多摩産材利用の意義

森林を適切に整備し、環境の保全や水源のかん養などの機能を発揮していくためには、地域の木材を有効活用していくなど、木の循環利用のための取り組みが必要である。

木材の利用には次に定める意義を有することを踏まえ、八王子市（以下「市」という。）においては、特に、多摩産材を積極的に利用することが、多摩地域における森林の適切な整備・保全につながり、健康や環境の面からも有効であることを市民に P R するとともに、公共部門において多摩産材を率先利用して民間利用を促進するなど、多摩産材の利用を推進する。

- （1）木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進に寄与する。
- （2）持続可能な森林から産出された木材を原材料として使用する環境物品等の調達を促進する。
- （3）調湿効果や吸音効果、また人の心を和ます効果等、木材の特性を生かした快適な公共空間を創出する。
- （4）炭素固定機能を有し、加工に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ないことから、地球温暖化防止など環境負荷の軽減に寄与する。

3 用語

本方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（1）公共建築物

市が管理を行う建築物（外構を含む。）をいう。（市の委託により管理される建築物を含む。）

（2）建築

新築、増築、改築又は改修をいう。

（3）木造化

建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(4) 木質化

建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(5) 公共工作物

市が事業主体となり施工する道路、河川、公園、上下水道等に係る工事により整備される工作物をいう。

(6) 多摩産材

「東京の木多摩産材認証協議会」が定める制度により認証された木材をいう。

4 基本的な事項

公共建築物等の整備を実施するに当たっては、積極的に木材を利用した方法を採用し、多摩産材の使用に努めるものとする。ただし、多摩産材の供給量の不足等が生じた場合には、国産材を併用して使用する。

(1) 公共建築物

公共建築物の建築等に当たっては、施設の特性を踏まえて積極的に多摩産材を使用し建築物の木造化、木質化をはかる。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

ウ その他木造化及び木質化が困難と認められる場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、多摩産材及び多摩産材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

イ その他木製品の使用が困難と認められる場合

(3) 備品及び消耗品等

公共建築物の什器等の備品及び文具類等の消耗品は、多摩産材を利用したものを積極的に使用する。

(4) その他

公共建築物等において利用する木材の調達に当たっては、「八王子市グリーン調達方針」に基づき、環境負荷の低減に努める。

5 多摩産材の普及、PR

市は、市民に対する多摩産材の普及、PRに努める。

附則

この方針は、平成29年（2017年）11月2日から施行する。

附則

この方針は、令和4年（2022年）8月18日から施行する。